

[記入方法] OKであれば□にレマークを、OKでない場合は×マークを記入し、対象外の場合は－を記入する。

令和 8 年 4 月 1 日改訂
土木用 (第 3 評定者)

別紙－3 ①

3. 出来形及び出来ばえ	a	a'	b	b'	c	d
I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50% 以内で、下記の「評価対象項目」の 5 項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評価対象項目」の 4 (4 注) 項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 (3 注) 項目が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ~ b' (b ~ b' 注) に該当しない。また、主たる工種の管理図表が未作成 (別紙-5)	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ~ b' (b ~ b' 注) に該当しない。また、主たる工種の管理図表が未作成 (別紙-5)	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ~ b' (b ~ b' 注) に該当しない。また、主たる工種の管理図表が未作成 (別紙-5)
<p>※ばらつきの判断は別紙－4 参照 別紙－3 の作成は別紙－5 により行う。 主たる工種 (1) (2) (3)</p> <p>ばらつき判断の可否 ・ ばらつき判断できる ・ ばらつき判断できない。(いずれかを○で囲む)</p> <p>注 測定結果の打点数が少なく、ばらつき判断できない場合は「評価対象項目」のみで評価するものとし、() 内の評価項目の数で評価する。</p> <p>ばらつき判定 測定項目名 () 測定値数 () 点) ・ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 規格値の 50% 以内の数 { 点) ・ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 80% 以内の数 { 点) ・ ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧</p> <p>ばらつき判定結果 ・ 50% 以内 ・ 80% 以内 ・ 80% 超 (いずれかを○で囲む)</p>						

【評価対象項目】

- 1. 出来形管理図、出来形結果表が漏れなく作成されている。
- 2. 出来形管理図及び出来形管理図表が検測値に差違なく、適正に作成されていることが確認できる。
- 3. 出来形管理図及び出来形管理図表が容易に把握できよう、出来形管理図表を工夫し、作成されていることが確認できる。
- 4. 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
- 5. 不可視部分の出来形が写真・資料等での確に判断できる。
- 6. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 7. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- 8. その他 (理由)

● 判断基準

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
 ② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。
 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確認する管理体系である。
 ④ その他は、1～7以外の項目で特に評価する場合などについて、独自に設定するものとする。

評価項目数	5 項目以上	80% 以内	80% 超	ばらつき判断できる	ばらつき判断できない
	4 項目	a	b	c	b
	3 項目	a'	b'		b'
	2 項目以下	c	c	c	c